



日・コロンビア投資協定



背景

- 石油(南米第3位)・石炭(南米第1位)等の天然資源。中南米第3位の市場
 - 治安の大幅な改善+コロンビア政府の外資誘致策
 - 2011-2014年のインフラプロジェクト:官民計247億ドル規模
- {
- ・海外直投拡大(年間20億ドル超)。主要投資国:米、英、パナマ等
 - ・日本企業も水力発電、石油精製、炭鉱開発等に参画

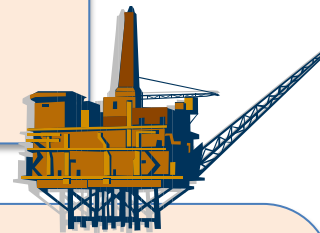
意義

- ◆投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上
- 我が国からの投資の更なる保護・促進

【経済界からの要望も強い】

ポイント

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。
- (例)
- ①投資財産の設立段階・設立後の無差別待遇
 - ②投資財産に対する公正な待遇・十分な保護
 - ③投資阻害要因となり得る要求(現地調達、技術移転等)の原則禁止
 - ④正当な補償等を伴わない収用の禁止
 - ⑤投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続



コロンビア



◎在留邦人:
1325人(2013年9月)

◎駐在日系企業:
76社(2013年9月)

◎進出分野:
自動車, バイク, エレベーター等製造, 輸入販売. 通信, 電力, 銀行, 食品等

(参考)
FTA: 米, カナダと発効済。
EUと暫定発効済。韓国と署名済。
投資協定: 中, 印と発効済。